

(仮称)サンシティ川崎新築工事に伴う開発・防災工事 工事協定書(案)

川崎市多摩区長沢3-8789-1他に建設される(仮称)サンシティ川崎新築工事に伴う開発・防災工事(以下「本件工事」という)に関し、(仮称)サンシティ川崎近隣住民の住環境を守る会(以下「甲」という)と建築主(株)ヘルスケア・ジャパン(以下「乙」という)と総合企画設計(株)ユーエスアイエンジニアリング(以下「丙」という)と施工者大成建設(株)横浜支店(以下「丁」という)との間において下記の通り合意し、工事協定を締結する。

その証として本協定書を作成し、記名捺印の上、各々がその1通を保有する。

なお、本協定書各項のうち、丁については丁の下請け及び協力業者等も丁が責任を負うものとする。

第1条(工事の概要)

1. 工事概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 工事場所 | 神奈川県川崎市多摩区長沢3丁目8789-1他、2丁目8789-2他 |
| (2) 工事名称 | (仮称)サンシティ川崎新築工事に伴う開発・防災工事 |
| (3) 事業主 | 株式会社ヘルスケア・ジャパン |
| (4) 総合企画設計 | 株式会社ユーエスアイエンジニアリング |
| (5) 施工者 | 大成建設株式会社・横浜支店 |
| (6) 工事内容 | (防災工事) ・ A敷地 板柵沈砂柵を新設する。 ・ B敷地 板柵沈砂柵を新設する。 防災小堤を河川側に設置する。 (開発工事) ・ 菅生273号線 接統道路幅員を確保するため、菅生273号線(約280m分)について道路幅員を6.0m以上に拡幅する。 また、菅生こども文化センター出入部から約130mの区間に幅員1.5mの歩道を整備する。 ・ 長沢68号線 A敷地内に擁壁を新設し、菅生273号線・長沢50号・長沢71号線との交差点を改修する。 |

第2条(関連法規の遵守)

- 乙・丙・丁は、川崎市公害防止条例及び同施工規則、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、**建設工事公衆災害防止対策要綱**、労働基準法及び労働安全衛生規則、道路交通法その他関連法規を遵守し、その他行政指導に従うものとする。
諸官庁より中止の指導があれば直ちに工事を中止する。
- 丁の現場責任者は、本件工事関係者が万一にも近隣住民に不快な感情を抱かせるような言動を行なうことのないよう、監督する義務を負う。

第3条(工事の期間)

- 本件工事の工事期間は平成21年3月中旬から平成22年2月28日とする。但し、天候等やむを得ない事情により上記期間を延長する場合は、**あらかじめ甲に通知する。**
(準備工事：3月中旬～4月中旬予定)

第4条(作業時間及び休日)

- 本件工事の作業時間は原則、午前8時から午後6時までとする。
資機材の搬入時間は午前9時から午後5時までとする。
- 日曜日は作業を行なわない。
- 夏期休業、年末・年始休業、ゴールデンウィーク休業については必ず取得するものとする。
- やむを得ず作業時間の変更が必要な場合又は上記休業期間に作業をする場合は、丁は甲に理由を明示する。

第5条（工事工程表）

1. 丁は、工事を着手する前に全工程予定表を甲に提出するものとする。
なお、天候等予測し得ない事情により工程を大きく変更する場合は、改めて工程表を甲に提出する。
2. 丁は、作業内容を明記した「週間工程表」を道路面仮囲いに提示する。
3. 丁は、月間工程表を甲に提出する。なお、天候等やむを得ない事情により工程が変更になった場合は、変更した工程表を提出する。

第6条（現場管理と危険防護措置）

1. 本協定を円滑に実施し、連絡を密にする為に丁は本件工事現場内に現場事務所を設置すること。また、現場事務所に工事責任者を常駐させ連絡先を明確にし、甲の苦情処理等窓口にあたるとともに現場及び現場周辺の管理を十分に行之、甲に迷惑をかけないようにする。
その際、丁はその工事責任者の役職・氏名・電話番号を文書で甲に通知し、甲においても甲を代表する連絡窓口を定め、当該工事責任者に通知するものとする。
2. ~~丁の工事責任者は、丁の下請け及び協力業者等すべての工事従事者について責任を負うものとする。~~
3. 工事責任者が現場を離れた時、及び日曜日・夜間等に甲より緊急に連絡する必要が生じたときのため、工事責任者を代行し得る複数の緊急連絡先を定め、その役職・氏名・電話番号を予め甲に通知するものとする。
4. 丁は、衛生、防火、防犯、風紀、危険防止、近隣住民のプライバシー保護に十分留意し、それぞれの確保のための具体的手だてを伴う厳正な現場管理を行なう。
5. 資機材は、本件工事現場外に放置することなく、必ず本件工事の敷地内に保管する。
6. 丁は、下請けおよび協力業者も含めた現場作業員が甲に対し、不慎重な言葉遣いや態度・行動をとらないよう十分注意かつ指導し、現場の規律を保つものとする。
7. 丁は、甲の住民、歩行者、一般通行車両の安全のために、本件工事現場周囲に堅牢な板囲い・金網・シート等による防護・遮蔽施設を設置し、器物の落下・飛散・塵埃・プライバシーの侵害等による甲住民への被害を防止する等その安全確保に万全を期する。
また、防護・遮蔽施設の機能を確保のため頻繁な係員の巡回を励行する。
8. 丁は、本件工事現場内に消火設備を常備し、万全の火災防止策を講じる。
9. 丁は、本件工事現場内に自動販売機を設置する場合は、本件工事現場の周辺道路の通行者が購入出来ない場所に設置すること。また、本件工事現場周辺には飲食物の容器、機材の梱包材等の廃棄物が散乱しないよう絶えず清掃に努め、ゴミの管理も徹底すること。
10. 丁は、衛生面に注意し、簡易水洗トイレ・手洗い等の設備を設け、周辺に悪影響を与えないよう設置場所に配慮するとともに、特にトイレの衛生管理（臭気を含む）に注意すること。
11. 丁は、本件工事敷地内には、作業員宿泊施設は設置しないこと。
12. 丁は、本件工事に参加する協力企業リストを作成し、その協力企業が本件工事に従事しだす都度明示するとともに変更があった場合も同様に明示する。
~~リストには以下事項を記載する。~~
~~(1) 企業名・所在地~~
~~(2) 本件工事に係る業種、業務内容~~
~~(3) 本件工事に係る部署、責任者名（正副）~~
~~(4) 緊急時の連絡先~~
~~(5) 本件工事に係る人数、期間~~
~~(6) その他の特記事項~~
13. 本件工事休止中及び作業休日は、工事現場を閉鎖し工事関係者以外立ち入ることの出来ないようにする。ただし、A敷地の野球グラウンドについては、聖マリアンナ医科大が使用する。
14. 喫煙は明示された所定の場所で行い、本件工事現場周辺での歩行喫煙及びくわえ煙草での作業は禁止する。また、煙草の吸殻の始末を始め、すべての火気に注意し、失火防止に万全を期するものとする。

第7条（被害補償）

丁は、万一甲住民の生業、健康等に被害を与えた場合には、誠意を持って対応し、協議のうえ解決

する。

第8条（工事関係公害防止）

1. 丁は、騒音・振動・塵埃・悪臭・煙・土砂、火花等の飛散・排気ガス・反射光・過度の照明、電波障害および風害等の工事公害の発生により、甲に迷惑を及ぼさぬよう細大限の努力を払うものとする。
2. 丁は、工事用機械、器具については、騒音、振動等を最小限に止める機種を選定する。工事中の騒音、振動については、甲に対する生活の被害を最小限にすべく十分注意し、騒音規制法・振動規制法等の法令に定めた基準を超えてはならない。
3. 丁は、本件工事の施工にあたっては規制基準を遵守し、適正な使用機材と工法、使用方法を選択する。
4. 本件工事の騒音・振動・塵埃が甚だしい場合は、乙・丙・丁は、甲の要請により記録式測定器を4者で合意した箇所に設置し、これに基づいて騒音・振動の程度を甲に報告した上、改善のための対策を講じなければならない。
5. 丁は、本件工事現場内には、連絡用のスピーカーは設置しない。
6. 丁は、残土搬出車両、生コン車両等による公道の汚染防止策を講ずるとともに、本件工事現場内及び往復の公道上では、生コン車両をはじめとする工事車両の洗浄は行なわない。
7. 丁は、工事関係車両を本件工事敷地内に駐停車する場合、エンジン・ラジオ等はかけないこと。ただし、工事の関係上、エンジンをかけなければならない車両は除く。

第9条（工事関係車両及び交通安全対策）

1. 乙・丙・丁は、工事関係車両の通行が、人身の安全を脅かしたり、あるいは住環境や付近の交通の円滑な流れを阻害することのないよう努めるとともに交通事故の防止に努めるものとする。
2. 乙・丙・丁は、所轄警察署の許可を受けた工事車両については、警察の許可証を表示する。
3. 乙・丙・丁は、本件工事関係車両の車両誘導には熟練者を担当させ、一般の歩行者・通行車両の安全と円滑な通行に責任を持つと共に、立哨位置は隣近住居者のプライバシーを侵害せぬよう配慮する。
4. 丁は、幹線道路と本件工事現場間の本件工事車両の通行経路について、学校等の通学路となっていることや地区内の道路が狭小であることからその必要に応じて適切な誘導員を配置し、通行者（特に幼児児童・高齢者・身体障害者）や地元車両の安全確保を最優先とするとともに細心の注意を払うものとする。なお、状況に応じた誘導員の増員を行なうこと。
5. 乙・丙・丁は、本件工事関係車両運転者に対して安全運転の教育指導を行い、道路交通法の遵守を励行させ、作業所周辺での最徐行を行い、騒音・振動及び危険防止に努めるものとする。

6～8、削除

9. 本件工事車両の進入・退去は、宮前9号線から菅生273号線経由のみとし、他の本件工事現場へアクセスする市道は使用しないこと。
10. 工事関係者の使用する車両は、本件工事敷地内に駐車するものとし、公道上には駐車及び待機はしないこと。
11. 乙・丙・丁は、工事関係車両の積載物の落下防止措置に万全を期するとともに、万一積載物が落下したときは、直ちに落下物の除去・現場道路の清掃・補修を行なう。
12. 乙・丙・丁は、工事計画を甲および周辺の小学校・中学校等の教育関係その他の公共施設に提示し、安全確保の要望がこれらからなされたときは誠実に対応する。
13. 乙・丙・丁は、納品車両の納入作業が本件工事の作業時間内になるよう徹底させる。

第10条（事故補償及び責任の所在）

1. 本件工事に関係した事故が発生した場合、丁が責任を負うものとする。
2. 乙・丙・丁は、本件工事に関して甲の安全を優先し、万一事故が生じた場合には、それに要する修理費用・治療費・入院費等を当事者と協議の上、速やかに賠償等をし、回復に向けて誠意ある解決をすること。
~~—また、事故の発生については甲にも報告し再発予防策を提示すること。なお、再発予防策を提示し了解が得られるまでは当該工事に関する一切の作業を停止すること。~~
~~—なお、乙・丙は、それに伴う損害賠償等の請求は行なわないものとする。~~
3. 乙・丙・丁は、本件工事に関係して甲の生活に支障をきたすような重大な被害及びライフライン（ガス、上下水道、電気、電話、インターネット等）が絶たれた場合は、その復旧を最優先とし、

甲・乙・丙・丁協議の上補償する。

第11条（建物等の現状確認及び損害の修復）

1. 丁は、本工事に起因して甲の家屋、器物等に被害を与えた場合には、誠意を持って対応し、協議の上解決する。
2. 乙は、本体工事（新築工事）着手前には、甲の承認する第三者専門会社に委ね、家屋調査を実施すること。

第12条（地盤沈下及び地下水位変動） 削除

第13条（電波障害） 削除

第14条（風害対策） 削除

第15条（苦情の処理）

1. 甲及び近隣住民からの苦情については、丁は、下請けおよび協力業者に関するものも含め、誠意を持って応じ、迅速に処理するものとする。
2. 本工事期間中の工事に関する苦情や復元については、丁が責任を負うものとする。
3. 工事終了後の建物等に関する苦情等の窓口について乙が甲に示し、乙又はその窓口となる企業は責任を持って対応すること。

第16条（連帯保証） 削除

~~前条までの乙又は丙の甲に対する債務については、丙又は乙は乙又は丙と連帯して、保証する。~~

第17条（工事の中止請求） 削除

~~乙又は丙がこの工事協定の事項に違反した場合、甲は乙及び丙に対して本件工事中止を請求できるものとする。なお、乙及び丙は、甲に対してそれに伴う損害賠償等の請求を行わないものとする。~~

第18条（協議会）

1. 甲、乙、丙及び丁は本件工事完了時までの期間、必要に応じて協議会を開催し、住民の生活環境の保持と工事の円滑な遂行並びに苦情処理の対応策の協議を行なうものとする。但し、開催日については、甲、乙、丙及び丁が事前に協議を行い決定する。
2. 甲・乙・丙・丁は協議会の開催が申し出されたときは、誠意に開催に応じることとする。
3. 本条に基づく協議会については、甲は、代表者複数名を選定し、この代表者複数名が乙・丙・丁との連絡・協議会での対応において甲を代表する。

第19条（協定事項の承継）

甲・乙・丙・丁は本工事協定書に定める事項を、それぞれの承継人に承継させる義務を負う。

第20条（協定書の公共機関への提出）

本協定書締結後、甲は、協定書の写しを川崎市及び管轄警察署等関係機関に提出する。

第21条（協議事項の徹底）

丁は、本協定の内容を下請け及び協力業者を含めた現場作業員に徹底するよう努める。

第22条（完成後の補償） 削除

~~本件建物の完成後においても、本件建物又は工事に起因していると認められる甲の被害又は損害については、甲の選択するところに従い、甲は乙及び丙に対し、被害回復の措置又は損害賠償を請求することができる。~~

第23条（完成後の管理） 削除

第24条（説明会での説明事項の遵守）

これまでに行なってきた説明会において、乙及び乙側として参加した業者が甲に説明した事項については、これを必ず遵守すること。

第25条（個別交渉）

各条に記載されている以外で甲及び近隣住民に対して、受忍限度を超える状況が発生及び予見しうる場合は個別に各人と交渉し了解を得ること。

第26条（その他）

1. 本協定に定めなき事項・疑義が生じた場合は、甲・乙・丙・丁は誠意をもって協議し解決する。
2. 甲の代表者が不在の場合は代理人を、乙・丙・丁に事前に連絡する。

以 上

平成21年 月 日

甲【（仮）サンシティ川崎近隣住民の住環境を守る会代表】

印

乙

東京都港区赤坂1-12-32
株式会社ヘルスケア・ジャパン
代表取締役 金澤 富夫

印

丙

東京都中央区日本橋室町1-10-5
株式会社ユーエスアイエンジニアリング
代表取締役 石田 幸雄

印

丁

神奈川県川崎市多摩区长沢3-14-1
大成建設株式会社横浜支店
サンシティ川崎土木工事作業所
作業所長 土岐 康久

印